令和５年度肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第７号）第 24条の規定に基づき、令和５年度肥料等高騰緊急対策設備投資支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　県は、世界情勢を背景とした物価・エネルギー価格高騰の影響を受け、厳しい状況下にある農業経営に対して、こうした影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、農業者等（以下「補助事業者」という。）が行うヒートポンプの省エネ効果の向上並びに化学肥料の使用量低減に向けた国内資源由来肥料の利用促進及び適正施肥の励行等を行うために必要な設備や機器を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助事業者、補助対象経費、補助率等）

第３条　補助事業に係る補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助要件は、別表に定めるとおりとする。

２　補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金計画承認申請書兼交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

３　補助事業者が補助金交付申請書を提出するときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨を証する納税証明書及び誓約書兼同意書（別紙５）を添付しなければならない。なお、納税証明書に代わり、県税完納情報の提供に係る同意書（別紙６）及び本人確認書類の写しをもって代えることができるものとする。

４　前項の納税証明書は、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、その旨の申立書（別紙７）を添付しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条第１項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(１)　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22 年高知県条例第36 号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。

(２)　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(３)　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

(４)　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(５)　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(６)　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(７)　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(８)　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(９)　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10)　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助の条件）

第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管すること。

(２)　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第２号様式により、知事の承認を受けなければならないこと。

(３)　補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(４)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(５)　補助事業により取得した財産の設備及び施設で処分制限期間を経過していないものは、別記第３号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。

(６)　補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(７)　知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができること。

(８)　知事が事業成果を求めた場合、速やかに対応すること。

(９)　補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(10)　補助事業者においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書を提出すること。

（補助事業の変更）

第７条　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、交付決定額の増額又は 20 パーセントを超える減額が生じた場合は、事前に別記第４号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助事業に係る経費の減額に伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。

（補助事業の実績報告等）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは別記第５号様式による補助金実績報告を補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の２月 10 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第１項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第６号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の概算払）

第９条　補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、別記第７号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(１)　補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(２)　補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(３)　補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

(４)　補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

(５)　補助事業者が第５条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。

（グリーン購入）

第11条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

１　この要綱は、令和５年８月16日から施行する。

２　この要綱は、令和６年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第１号及び第４号から第８号まで、第８条第３項、第 10 条並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。